

法定外目的税の名称について

名称案比較表

	案1	案2	案3
名称	(沖縄県)宿泊税	(沖縄)観光リゾート税	うちなー観光協力(又は応援)税
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・課税客体を明示 ・県外自治体で採用 ・県の法定外目的税(産業廃棄物税)でも採用 ・県の法定税(自動車取得税、軽油引取税、ゴルフ場利用税など)でも採用 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光リゾート地の形成を図る目標に着目した名称 	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄の観光に協力(又は応援)する目的に着目した名称 ・沖縄らしい税を表現するため、「うちなー」と方言を活用
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・県外自治体で採用しており、抵抗感が少ない ・宿泊に係る税と分かり易い 	<ul style="list-style-type: none"> ・どのように活用されるか(観光リゾート地の形成 ⇒ 受入体制の整備)分かり易い 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税目的が分かり易い ・協力(又は応援)との名目なので、抵抗感が少ない
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊関係にのみ活用される税と勘違いされる(使途についての説明が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> ・何に対する税なのか分かりにくい(使途及び課税客体、名称の由来の説明が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> ・何に対する税なのか分かりにくい ・沖縄観光に協力(又は応援)したくない人は支払いを拒否する可能性がある

○県外他自治体の類似事例

東京都 ⇒ 宿泊税 (H14.4.1施行)
 大阪府 ⇒ 宿泊税 (H29.1.1施行)
 京都市 ⇒ 宿泊税 (H30.10.1施行)
 金沢市 ⇒ 宿泊税 (H31.4.1施行予定)

○県内自治体の法定外目的税事例 (入島税)

伊平屋村 ⇒ 環境協力税 (H20.7.1施行)
 伊是名村 ⇒ 環境協力税 (H17.4.25施行)
 渡嘉敷村 ⇒ 環境協力税 (H23.4.1施行)
 座間味村 ⇒ 美ら島税 (H30.4.1施行)